



# 島根県報

平成22年3月2日（火）

第2,166号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

**【告 示】**

救急病院の指定	(医 療 対 策 課)	2
担い手法人育成対策利子補給金交付要綱の一部改正	(農 業 経 営 課)	2
小型機船底びき網漁業の許可及び起業の認可の申請期間	(水 産 課)	2

**【公 告】**

平成22年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施	(建 築 住 宅 課)	2
--------------------------	-------------	---

**【特定調達公告】**

島根県立松江工業高等学校FMS購入に係る一般競争入札の落札者等	(教 育 施 設 課)	4
---------------------------------	-------------	---

**【教委規則】**

島根県立ライフル射撃場条例施行規則を廃止する規則	(保 健 体 育 課)	5
--------------------------	-------------	---

**【正 誤】**

平成21年12月11日付け島根県報第2,145号中	(自 然 環 境 課)	5
---------------------------	-------------	---

**告 示****島根県告示第132号**

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の救急病院に該当すると認められたので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成22年3月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

名 称	所 在 地	認定期間
六日市病院	鹿足郡吉賀町六日市368番地4	平成22年4月1日から 平成25年3月31日まで
隠岐広域連立立隠岐島前病院	隠岐郡西ノ島町大字美田2071番地1	平成22年3月26日から 平成25年3月25日まで

**島根県告示第133号**

担い手法人育成対策利子補給金交付要綱（平成18年島根県告示第392号）の一部を次のように改正する。

平成22年3月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

附則第2項中「平成24年3月31日」を「平成22年3月31日」に改める。

**附 則**

この告示は、平成22年3月2日から施行する。

**島根県告示第134号**

島根県漁業調整規則（昭和40年島根県規則第53号）第8条第2項（第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業（いか巣びき網漁業））に係る漁業の許可及び起業の認可の申請期間を定めたので、同規則第8条第3項（第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成22年3月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

許可及び起業の認可の申請期間

平成22年3月2日から平成22年3月9日まで

**公 告**

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第13条の規定により平成22年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施するので、建築士法施行細則（昭和25年島根県規則第111号）第16条の規定により公告する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第15条の6第1項の規定により島根県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターが行う。

平成22年3月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 試験期日及び時間

- (1) 「学科の試験」  
(二級建築士試験)  
平成22年7月4日(日) 午前10時から午後5時10分まで  
(木造建築士試験)  
平成22年7月25日(日) 午前10時から午後5時10分まで
- (2) 「設計製図の試験」  
(二級建築士試験)  
平成22年9月12日(日) 午前11時30分から午後4時まで  
(木造建築士試験)  
平成22年10月10日(日) 午前11時30分から午後4時まで

## 2 試験地及び試験場

- (1) 「学科の試験」  
(二級建築士試験)  
松江市 松江市学園南1-2-1  
島根県立産業交流会館(くにびきメッセ)  
(木造建築士試験)  
松江市 松江市学園南1-2-1  
島根県立産業交流会館(くにびきメッセ)
- (2) 「設計製図の試験」  
(二級建築士試験)  
松江市 松江市学園南1-2-1  
島根県立産業交流会館(くにびきメッセ)  
(木造建築士試験)  
松江市 松江市学園南1-2-1  
島根県立産業交流会館(くにびきメッセ)

## 3 受験申込手続

- (1) インターネットによる受験申込み  
インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級・木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしているものに行うことができる。  
ア 受付期間及び受付時間  
平成22年4月1日(木)から4月7日(水)まで  
受付開始日の午前10時から受付最終日の午後4時まで  
イ 受験申込方法  
財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<http://www.jaeic.jp/>)において、必要な事項を入力し申し込むこと。
- (2) 受付場所における受験申込み  
ア 受付地、受付場所及び受付期間  
松江市 松江市北田町35-3  
社団法人 島根県建築士会  
平成22年4月12日(月)から4月16日(金)まで  
浜田市 浜田市原井町908-28  
浜田建設会館

平成22年4月12日（月）

イ 受付時間

午前10時から午後4時まで

ウ 受験申込方法

受験申込書は、原則として上記受付地に設ける受付場所に申込者本人が直接提出すること。

ただし、離島その他の遠隔地で、直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書又は住民票が添付されているものに限り郵送を認める。

郵送の場合は、申込受付最終日までの消印のあるもので、宛先を明記し所要の郵便切手をはった受験票返送用封筒を同封し、必ず書留速達とすること。

4 合格者の発表及び合否の通知

平成22年12月2日（木）（予定）。合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

なお、「学科の試験」については、二級建築士試験においては平成22年8月24日（火）、木造建築士試験においては平成22年9月7日（火）（いずれも予定）。

5 合格判定基準の公表

合格者の発表の際に、合否判定基準を財団法人建築技術教育普及センター中国四国支部等に掲示する。

6 その他

(1) 設計製図の課題は、平成22年6月9日（水）ごろから財団法人建築技術教育普及センター中国四国支部及び社団法人島根県建築士会に掲示するとともに、「学科の試験」の試験場においても掲示する。

(2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者等を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成22年3月2日

島根県教育委員会教育長 藤原義光

1 物品等の名称及び数量

島根県立松江工業高等学校FMS 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁の名称及び所在地

島根県教育庁教育施設課 島根県松江市殿町1番地

3 落札者等を決定した日

平成22年2月4日

4 落札者等の氏名及び住所

株式会社えすみ松江営業所 島根県松江市西嫁島3丁目2番13号

5 落札等の金額

69,930,000円

6 契約の相手方を決定した手続

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による随意契約

7 特例公告を行った日

平成22年1月19日

## 教 育 委 員 会 規 則

島根県立ライフル射撃場条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成22年3月2日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

### 島根県教育委員会規則第1号

島根県立ライフル射撃場条例施行規則を廃止する規則

島根県立ライフル射撃場条例施行規則（平成16年島根県教育委員会規則第32号）は、廃止する。

#### 附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

## 正 誤

平成21年12月11日付け島根県報第2,145号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
3	下から3	分岐点	合流点